

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、いつもBUNさんのコーナーを読んでいた会員さんへのサービス問題でした。前回の「解説」を見ていただければ正解できたと思います。では、確認していきましょう。

宿題Q、産業廃棄物の運搬に係る委託契約書に含まれる事項として「委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報」がある。その中の事項の一つとして規定されている「日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項」を適用するとしている物品でないものは次のうちどれか。

- (1) 廃ファンヒーター
- (2) 廃電子レンジ
- (3) 廃電気冷蔵庫
- (4) 廃パーソナルコンピュータ
- (5) 廃衣類乾燥機

【解説】

資源有効利用促進法の「指定再利用促進製品の判断基準省令」の改正により、平成 18 年から、特定の化学物質（鉛、水銀等 6 物質）を指定の対象製品（テレビ、冷蔵庫等 7 品目）に含有率基準値を超えて使用する場合、「含有マーク」を機器本体、機器の包装箱、カタログ類に表示することが義務付けられた。

含有マーク



「特定の化学物質（算出対象物質）を、含有率基準値を超えて使用している」ことを表すマーク。この指定の対象製品を産業廃棄物として廃棄する場合は、産業廃棄物処理委託契約書に含有マークの表示に関する事項を含むことが、廃棄物処理法で規定された。

特定の化学物質とは、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB（ポリブロモビフェニル）、PBDE（ポリブロモジフェニルエーテル）の 6 物質が指定されており、対象製品としては、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジ、衣類乾燥機、パソコンの 7 品目が指定されている。

正解 (1)

いつも契約書の事務に携わっている方はご存じだったと思いますが、BUNさん個人としては、この規定は実際に履行するのはなかなか難しいなあと感じています。と言うのは、委託契約書というのは多くは年 1 回、経常的な契約書では「自動更新条項」を盛り込んでいますから契約事項でも変わらない限り、何年間も同じ契約書を使用することになります。はたして排出事業者の何パーセントがこの「含有マーク」について承知しているのか？BUNさん個人としては、この規

～廃棄物処理問題～

定は委託契約書よりマニフェストに規定すべき事項の方が相応しいのではないかなあと今でも思っています。

まあ、現実的には家電製品を廃棄物として排出するときは、「そういえば含有マークとかいう規定があったなあ」と思い浮かべていただければ幸甚です。

続けて委託契約書からの出題です。ちょっとマニアックな問題です。

Q、特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめ委託しようとする者に対して文書で通知しなければならないとされているが、その文書で通知しなければならない事項でないものは、次のうちどれか。

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の数量
- (2) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の性状
- (3) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の処理料金
- (4) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の荷姿
- (5) 委託しようとする特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

【解説】

政令第6条の6第1号で「特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめ委託しようとする者に対して、文書で通知しなければならない」旨を規定している。

この「あらかじめ文書による通知」は、普通の産業廃棄物の委託では規定されていない事項である。特別管理産業廃棄物は普通の産業廃棄物以上に性状等が特殊なものであり、処理に技術や知識が必要となることから、受託者が適正に受け入れ、処理することが可能かを判断する材料とするものである。

この文書で通知する事項として、政省令により、種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項の5項目が規定されているが、処理料金は規定されていない。

なお、この文書により実際に処理が可能と判断し、受け入れる際には、改めて委託契約書の締結が必要であり、委託契約書において「処理料金」は必須事項となっている。

正解(3)

「解説」のとおりですが、蛇足で。協会会員の皆さんは許可業者さんなので、ご存じのことと思いますが、いくら「廃酸」の許可を持っていたとしても、世の中の全ての「廃酸」を処理できる訳ではないですよ。無機性の廃酸と有機性の廃酸では扱いが違ふときも出てきます。ましてや、特管産廃となると処理の方法を間違ふと大きな事故にも結びつきかねません。そこで、正式に契約する前に「あなたのところではうちの工場から排出する、この廃酸は処理できますか？」と文書で確認するという趣旨の規定です。

今回の宿題は委託契約書とならんで実務では必須知識のマニフェストから。



宿題Q

次のうち、産業廃棄物管理票（いわゆる「紙マニフェスト」）の交付、回付、送付等について誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は産業廃棄物の引き渡しと同時に収集運搬を受託した者に管理票を交付しなければならない。
- (2) 収集運搬業者は産業廃棄物の運搬を受託していないときは、管理票を交付してはならない。
- (3) 運搬受託者は、運搬を終了した日から10日以内に、管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。
- (4) 処分受託者は運搬受託者から管理票を回付された場合は、運搬にかかる管理票の写しを3日以内に、処分にかかる管理票の写しの写しは処分が終了した後10日以内に、管理票交付者に送付しなければならない。
- (5) 処分受託者は運搬受託者から管理票を回付された場合は、処分にかかる管理票の写しを処分が終了した10日以内に、運搬受託者に送付しなければならない。